

第百八十九回国 参議院厚生労働委員会會議録第十六号

平成二十七年六月二日(火曜日) 午前十時二分開会

委員の異動

五月二十六日	足立 信也君	補欠選任	羽田雄一郎君
五月二十七日	島村 大君	補欠選任	石橋 通宏君
五月二十八日	石橋 通宏君	補欠選任	世耕 弘成君
五月二十九日	世耕 弘成君	補欠選任	滝沢 求君
六月一日	川田 龍平君	補欠選任	藤巻 健史君
六月二日	藤巻 健史君	補欠選任	福山 哲郎君
六月三日	羽田雄一郎君	補欠選任	川田 龍平君

出席者は左のとおり。  
委員長 丸川 珠代君  
理事 大沼みずほ君  
羽生田 俊君  
福岡 資麿君  
津田弥太郎君  
長沢 広明君

委員

赤石 清美君	石井みどり君	木村 義雄君	高階恵美子君	滝沢 求君	武見 敬三君	三原じゆん子君	石橋 通宏君	西村まさみ君	白 眞敷君	福山 哲郎君	山本 香苗君	川田 龍平君	小池 晃君	行田 邦子君	薬師寺みちよ君	福島みずほ君	塩崎 恭久君	赤澤 亮正君	永岡 桂子君	橋本 岳君	小林 仁君	山下 哲夫君	安田 貴彦君
--------	--------	--------	--------	-------	--------	---------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	-------	--------	---------	--------	--------	--------	--------	-------	-------	--------	--------

警察庁長官官房 審議官	消防庁審議官	厚生労働省医政局長	厚生労働省労働基準局長	厚生労働省労働基準局安全衛生部長	厚生労働省社会・援護局長	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長	厚生労働省保険局長	国土交通省鉄道局長	国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター理事長	特定非営利活動法人自殺対策支援センターライオン代表	京丹後市長	高根 悟君	北崎 秀二君	二川 一男君	岡崎 淳一君	土屋 喜久君	鈴木 俊彦君	藤井 康弘君	唐澤 剛君	篠原 康弘君	樋口 輝彦君	清水 康之君	中山 泰君
-------------	--------	-----------	-------------	------------------	--------------	---------------------	-----------	-----------	----------------------------	---------------------------	-------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	-------

昨日までに、足立信也君及び川田龍平君が委員を辞任され、その補欠として羽田雄一郎君及び藤巻健史君が選任されました。

○委員長(丸川珠代君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。社会保障及び労働問題等に関する調査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長藤井康弘君外十名を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。  
〔異議なし〕と呼ぶ者あり  
○委員長(丸川珠代君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(丸川珠代君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。社会保障及び労働問題等に関する調査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター理事長樋口輝彦君、特定非営利活動法人自殺対策支援センターライオン代表清水康之君及び京丹後市長中山泰君を参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。  
〔異議なし〕と呼ぶ者あり  
○委員長(丸川珠代君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(丸川珠代君) 社会保障及び労働問題等に関する調査のうち、自殺総合対策等に関する件を議題とし、質疑を行います。質疑のある方は順次御発言願います。  
○武見敬三君 自殺対策基本法が発足して十年というこの節目と相なりました。実は、この自殺対策基本法を制定するに当たっては、この参議院の

中山泰 陳述部分 ①

である認識をしております、その体制や機能の強化とともに、その業務の推進に当たりましては、先ほど来先生御指摘いただいております自殺予防総合対策センターともしつかり連携をして取り組むことが必要と考えております。

私も、地域自殺予防情報センターをめぐるこうした論点につきましては、現在行っております自殺予防総合対策センターの業務の在り方の検討においても一つの重要な視点というふうにご覧いただいております、今月中を目途とする検討結果の取りまとめを踏まえまして、その中でしつかり検討をいたしまして適切に対応してまいりたいと考えております。

○武見敬三君 ことは本場に、藤井さん、難しいですよ。国の方では、各市町村がそういう独自の取組をきちんとコミュニティに根差した形で実施しようとする、それを政策的に支援をする、これは各市町村の間で連携が上手に取られていないと、市町村の方の予算も限られていますから、それを実際にどのように実施していくのかというのは、実は難問が山積しているはずですよ。

そこで、改めて、今日は京丹後市の中山市長にお越しいただいておりますけれども、この自殺対策で非常に一生懸命取り組んでおられることに私は敬意を表したいと思います、実際に、市町村の立場で、地域の拠点としてのこういった自殺対策の推進センターのようなものをつくるべきのつくり方としてどういう方が非常にいつも求められるのか。

それから、同時に、単独で孤立してそういう組織があったらどうしようがないので、例えば自立支援のための様々な生活支援の事業みたいなものも国はやっていていまして、そうすると、大体が生活に困る低所得者層、最困窮者の中に自殺者がやっぱ多い、そういった自立支援のための事業とそれから自殺予防のための事業というものが上手に各地域レベルで連携して、そうした方々を上手に特定化して、そして支援策を提供していくというきめ細かい地域社会におけるサービ

スができるようにしておかなきゃいけないんだろ、うと思えますが、この点、どうお考えでいらつやいますか。

○参考人(中山泰君) 京丹後市長でございます。今日はお呼びいただいてありがとうございます。我々のところは、全国の市区町村の皆さんと自殺のない社会づくりをしようというところで、三百近い自治体の皆さんと連絡し合せていただいております、その幹事役をしているのでその関係でお呼びいただいたと思っております。

今、武見先生おっしゃられるとおりで、都道府県のセンターはそれぞれまちまちに置かれてまらにされていくというところだと思っております、市町村にとつて何が大切かといったときには、やっぱ基本的なデータをいただく、あるいは政策のメニューをいただく、様々な政策をしようとしたときにバックアップをいただく、このことがとても重要に思っております。

基礎自治体、大体どこも今やらぬといかぬなというやる気はあるんですね。だけど、目の前に処理しないといけない様々な状況がある中で、プライオリティーが持てずじじらいたらいいか分らない、どういいう効果があるか分からないというところで雲霧消しているという面もありません。

とで、自殺対策、おっしゃられましたように、精神医療の面ももちろん大切なんですけれども、それ以外に経済、経済の中でも事業、金融、保険、あるいは教育、法務、福祉、いろんな分野で原因が出てきて追いついていまして、このことからすると、いろんな分野から総合的にアプローチをしないと、いけません。対症的なこと、予防的なこと、社会全体のセーフティーネットを分の厚い形で埋め込んでいって初めて対策の実効が出てくるという分野だと思っております。

分野を視野に置いて、そういう意味で、あらゆる分野でもって市町村を支えていただく、こういうようなことが、都道府県にあっても、またそれをネットワークする形で中央にあっても、是非お願いしたいなというふうな心から願っております。

○武見敬三君 中山市長、そういうのはもう本当によく分かるんですけども、言うはやすし行は難しというところがたくさんあって、国と県、市町村というのがよっぽど上手にうまく機能しない限り、そういう理想的な機能はなかなか政策的につくれないですよ。

そういうところで、改めてこの機に、藤井部長、こういう国レベルとそれから県レベルとそれから市町村レベルと、それぞれの機能をきちんと上手に連携できるようにデザインしながら、改めてこうした地域の自殺予防センターの在り方とか、それから国立神経研究センターにおける自殺予防総合センターの在り方とか、そういうのをこの際しつかりもう一度整理をして、そして本当に更に自殺者が減少していくように努力をしていただきたいと思います。

また、同時に、この自殺者の問題を考えるときに忘れられてはいけないのは、いわゆる自死された方の御遺族の問題なんです。大変なやつぱり心に傷を負われます。こういう方々に対する社会的な支援というものをきめ細かく同時にまた進めていく必要があるということももう明らかです。

ところが、問題は、こういった自死遺族支援の方というのはなかなかその全体像も把握できず、関連する情報の把握もなかなかうまくできていないというのが実情だと思っておりますけれども、改めてこうした分野に関する取組をしていただきたいと思っております、藤井さん、いかがですか。

○政府参考人(藤井康弘君) 自死遺族の方々に対する支援につきましては、厚生労働省といたしまして、これまでも、先ほど出てまいりました地域自殺予防情報センターにおいて自殺者の親族等からの相談に応じて助言を行うなど、地域における自殺者の親族等に対する支援の充実を図ってきたところではございます。

また、厚生労働省では、全国的あるいは先駆的な自殺対策を行っている民間団体に対して財政的支援を行う自殺防止対策事業を実施しております。

すけれども、この中でも自死遺族に対する相談等の支援を行う団体に対しても財政的支援を行っているところがございます。

今後、私も伺いたしましては、例えば自治体とのネットワークを生かすつつ、自死遺族支援の好事例を紹介していくなど、これまでの取組等が遺族の方々へ支援により広い範囲で効果的に結び付けていきますように、事業の在り方等をしつかりと検討してまいりたいと考えております。

○武見敬三君 これに加えて、もう一つ地域医療との関わりで、これは二次医療圏ごとに自殺未遂者及びそういった関係親族の人たちを支援するための医療機関というのが拠点機能として確保されるということが必要だと思っておりますけれども、この点に関する……

○委員長(丸川珠代君) 申し訳ありませんが、時間でございますので、おまとめください。

○武見敬三君 はい、分かりました。それでは、質問はやめます。

それで、改めて最後に申し上げておきたいことは、この基本法というのが、いわゆる参議院という、第二院らしい最も深い意味のある、そしてなかなか社会ではふだん日が当たらない課題に対してその独自性を生かした形で、超党派でこうした課題に取り組んだ私は一つの理想型だと思っております。

私は、やはり参議院というのは、こうした課題についてしつかりと取り組み、腰を据えて審議をし、そしてこうした問題に対する社会の新たな役割をしつかりとつくり上げていくことがこの院の大きな役割ではないかと、十年たった今日、改めて確認をさせていただいて、私の質問を終わります。

以上です。

○津田弥太郎君 民主党の津田弥太郎です。本題に入る前に、昨日から本日にかけて全てのメディアで報道されております、年金情報百二十五万件が流出をされたという情報でございます。この問題は、大変根深い問題、マイナンバー

の問題とも絡む問題でございます。これは、所管する当委員会においてしっかりした説明が行われていかなければならない、そのように思っております。この問題の解明、対策抜きに新たな閣法の審議などあり得ないということをはっきり申し上げて、本題に入らせていただきます。

武見先生に引き続き、自殺対策をしっかりと進めるといふ観点から質問をさせていただきます。先ほど質問をされました武見先生、そして我が党で今は亡き山本孝史元議員、この二人が中心になってこの取組をしっかりと進めていただきました。さらには、小池議員や福島先生も大変御協力をいただいたわけでありました。また、政府全体大臣が尾辻先生でございます。また、政府全体では、今は参議院の議長であります当時の山崎官房副長官が全体の取りまとめをされていたわけでありました。そのことに対して心より敬意を表するとともに、特に、今は亡き山本孝史さんは武見先生に再三本当に感謝の意を言っておりましたことを申し上げます。まさに様々な立場の方々が総力を結集して実現をいたしました十年前の決議でございました。

そこで、改めて塩崎厚生労働大臣にお伺いをしたいというふうに思います。十年前の参議院単独の本委員会決議は、その後我が国の自殺対策にどのような役割を果たしたのか、大臣の御見解をお伺いします。

○国務大臣(塩崎泰久君) 今お話がございましたように、平成十七年の七月にこの委員会御決議がなされまして、そこにおきまして、自殺を自殺する個人の問題だけに帰するのではなくて、自殺する個人を取り巻く社会に、社会全体に関わる問題として関係府省が一体となって総合的な対策を

取らなければいけないと、こういうこととされたわけでございます。

それを受けて、厚生労働省としましては、この決議に基づいて、政府の対策を支援する自殺予防総合対策センター、先ほど来お話が出ておりますけれども、これを設置をいたしまして、そして、その決議等を契機として成立をいたしました自殺対策基本法、議員立法でございますが、及び自殺総合対策大綱に基づいて、うつ病対策などの精神保健医療の充実、生活困窮者への支援の充実、そして職場のメンタルヘルス対策など、様々な施策を総合的に取り組んでまいりましたところでございます。

○津田弥太郎君 ありがとうございます。この本委員会における決議を受けて、自殺対策関係省庁連絡会議が設置をされ、政府による自殺総合対策が示されるわけでありました。この間、国会においては、超党派の自殺防止対策を考える議員有志の会、現在の議連の前身であります、これが組織をされ、自殺対策に取り組み全国の民間団体と緊密に連携を図りながら、今大臣がおっしゃった自殺対策基本法の制定に向けた取組を活性化させることとなったわけでありました。当時、国民の皆様から寄せられた基本法の制定を求める署名の総数が十萬一千五百人であったというふうに承知をいたしております。結果として、平成十八年の六月十五日、百六十四回国会の開会日の前日、ウルトラCでこの法案が成立することになったわけでございます。

今日は、内閣府の赤澤副大臣が出席をいただいております。改めて、この自殺対策基本法がその後我が国の自殺対策にどのような役割を果たしたのか、お答えをいただきたいと思っております。

○副大臣(赤澤亮正君) 内閣府においては、自殺対策基本法の施行、平成十八年十月から今日に至るまで、国を挙げた自殺対策の推進に取り組んでまいりました。自殺対策基本法の制定により、善本法において基本理念が明文化をされたことにより、我が国における自殺対策の方向性が明確化を

されました。また、自殺総合対策会議の設置とともに、政府が推進すべき自殺対策の指針として基本的かつ総合的な自殺対策の大綱を定めることとなりました。自殺対策基本法の制定を踏まえて、平成十九年に自殺総合対策大綱、さらに二十四年には大綱の見直しをそれぞれ閣議決定をし、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すという理念の下、国を挙げて自殺対策を総合的に推進してまいりました。

以上のような取組を通じて、平成十年以降、十四年連続して三万人を超えた状態で高止まりを続けてきた自殺者数が、昨年には約二万五千人にまで減少するなど、成果が出てきているものと認識をしております。引き続き、自殺総合対策大綱に基づき自殺対策を着実に推進してまいりたいと考えております。

○津田弥太郎君 厚生省、内閣府と国の立場でお答えをいただきました。言うまでもありませんが、自殺対策を進めるに当たっては、地域住民にとりて最も身近な市区町村の役割が重要でございます。この基本法の第四条、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」というふうにあるわけでございます。私も担当政務官として関わった自殺総合対策大綱にも、地方公共団体の果たすべき役割が記載をされているわけでありました。

本日は、四年前の七月に発足しました自殺のない社会づくり市区町村会の代表世話人であられます京丹後市の中山市長が、御多忙の中、出席をいただきました。あと数分この部屋を出なければいけないという事情は分かりますが、自殺対策における市区町村の責務について簡潔に見解をお伺いしたいと思います。

○参考人(中山泰君) ありがとうございます。三分ぐらいいただいでちよつとさせていただきます。まず、市区町村の責務の前に、自殺対策全体の大切さ、先生おっしゃ

られたとおりなんですけれども、私の立場から、定性的なところからちよつと入っていきたくと思っております。

この社会、人が生きる、あるいは生きようとする意思を前提に成り立っている私たちの社会において、そこに踏みとどまっていけることができないほど社会的に追い詰められているということは、これは根本的な意味で、その意味で最も社会的弱者である状況であるというふうにも思っております。同時に、社会の成り立ちにも関わするような面も持つこの対策、真つ正面から国も地方も据えてしっかりと対応していくことが求められる課題であるというふうにも受け止めています。

その上で、市区町村の果たす役割というのは、とても大きいものがあるというふうにも思っています。というのも、まず一つ、自殺は様々な要因が重なって追い詰められているという点、その要因というのは全て生活の現場で起こっているわけですね。同時に、市区町村の任務こそは、生活の現場に立脚して住民の皆さんの一番近い距離で寄り添いながら福祉を一緒に考えていくというのがまさに任務そのものであるというふうなことが一つありますし、同時に、現実的な面からしても、全国至る所で多くの職員がポテンシャルとして持っている、その中で施策の展開力というものは潜在的には広く持っている、そういう現実的な背景も市区町村はあるということも捉えても、市区町村の果たすべき役割はとても大きいというふうにも思っております。

他方で、同時に大切なのは、先ほど武見先生もおっしゃられましたけれども、ナショナルミニマムであるという点だと思っております。国民として保障されるべきナショナルミニマムとしての対策、人間としての安全保障の問題であるという点があるというふうにも思っております。そうしたときに、ナショナルミニマムと現場で立脚する、これを両立してやっていく課題こそがこの自殺対策であって、そもそも国と地方がそれぞれの役割を密接に連携をしてやっていくことがこの課題の

中山泰君 陳述部分 ②

# ③ 中山 陳述部分



属性として根本的に求められる課題であるというふうな思っております。

したがって、地方としては、地方の立場からすると、国と密接に連携をして取り進めることができる構造的な制度環境づくりというのは絶えずいただきたいなというふうな思っております。

○津田弥太郎君　そこで、市区町村がそうした今責務を果たす上で、国との協力、これは当然不可欠になるわけですが、市区町村の立場として、国からどういった支援があればそうした責務を果たすことができるかと考えか、また逆に、国からこうした支援がない限り市区町村としての責務が果たすことができないといった支援の最低条件というのについて率直にお伺いします。

○参考人(中山泰君)　これまでの取組を振り返ったときに、やろうとする、やる気のある自治体を支援する仕組みですね、こういったものは、基金始めいただきつつあるんだというふうな思っておりますよ。

その上で、是非ともお願いしたいということがありまして、もちろん、こういった本格的な対策を打っている自治体、これをますます広げていくということはもとよりなんですけれども、是非とも必要に思うのは、まだ本格的な対策が十分でない、これは、やろうとしても政策間のプライオリティーが持てずに対策実施が乏しかった自治体というのがあるわけですね。こういった自治体にも、日本中どの自治体も必要十分な最低限の対策をすべからずお願いすることができるような制度環境の整備は是非ともお願いしたいなというふうな思っています。

というの、この間の取組の成果で積極的に取り組んでいただく自治体も少しずつ増えているんですけれども、同時に、まだまだ本格的に手の付けられていない自治体もたくさんある。自治体間の格差が広がっているという、全国的に、という状況だと思っております。その中で、是非でもあつてはならないというふうな思っているのは、住民

にとつて、住む地域によつてこの大切なセーフティネットに差があるということがあつてはならない次元の性格の問題だと思っております。どこに住もうとも最低限の命を支える支援というのはしっかりと受けることができる、これは国民として保障されるべきナショナルミナムだということだと思っております。

このためにも、ナショナルミナムと現場に根差すということを両立させていくこと、このことの一つの工夫として、例えば、これは是非とも法改正していただいて、ほかの自治体の仲間の皆さんからお叱りを受けるかもしれませんが、自殺対策の基本計画、これを自治体すべからずしっかりと作るとして推進をしようというのをどの自治体であってもできるように、自治体の大切で不可欠な役目として、尊い任務として明確に書き込んでいただくということがお願いできないかというふうな思っております。

とりわけ、まだまだ一日に七十人の方がお亡くなりになられているという状況を前に、全国すべからずどの自治体も対策をしていくことによつて、お互いの情報交換するわけですね、それによつてお互いの政策を高め合うことができる。まだまだ緒に就いて十年です。まだまだ伸び代が大きい。なので、全国的にやつてもらつて、情報交換をして高め合っていくということがお互いのためにもなる。そういうナショナルミナムを、ばつていただくことがシビルミニマムを押し上げていただくことにもつながるんだというふうな思っています。

これは、法的に乾いた言い方をすると義務付けということになるわけですが、ただ、これは、大切なのは、住民の立場から見ていただくこと、住民がいつでも日本中どこでも最低限の支援は地域横断的に共有できるんだという、こういうなくてはならない規範を地域のみならず共有をしていくということがとても大切だと思っております。何より、例えば単独の自治体にしても、自分た

ちの住民の皆さんが将来どこに住むかもしれない、今は我々のところの住民だけけど、将来どこに住まざるを得ないかも分からないときに、そこに行つても最低限、必要十分な生きる支援は受けられるんだよというふうなことを自治体相互に共有をしていくということはすごくメリットがどの自治体にとつてもあることだと思っております。だから、そういう面にもそうだし、自治体にとつてこの問題、地域によつて差があつてはいけぬ問題なんだというのを、いろんな意味で理解を深めていく上でも非常に大切であるというふうな思っています。

もちろん、地方分権とか地域主権があるわけですが、だけど、その前に地域によつて差があつてはならぬ問題というのがあるわけであつて、計画を作っていくんだということを前提に、その計画の中に地域独自の事情や特色を踏まえた計画を作っていくという、互いに多様に高め合っていくということ、分権の趣旨とも両立するというふうな思っています。

本格的に取り組んでいる自治体をますます広げていく上では、最後に申し上げるのが、国の組織体制、そして予算、これも武見先生の御議論ありましたけれども、これは是非とも地域の立場からお願ひしたいなというふうな思っています。首長はみんな持っているんです、もう一、二分で終わりますけれども、平成二十四年には全国市長会、年間に五、六本しか決議がないわけですが、自殺の総合対策、決議をしていただきまして、首長も問題意識は持っているんですけど、申し上げましたように、目の前に成果が求められるような課題というのが山積をしている中で、なかなか人的、予算的な制約がある中で本格的に手が付けられなくているという自治体も多いわけですね。

ですから、今年度からは予算も自己負担が必要やということになってくると思います後退せざるを得ないケースも懸念されるわけで、そういったことが決してないように、どの自治体もしっかり

と前進をして自治体相互に高め合っていくことができるような予算的、体制的、そして法的バックアップを是非ともお願いしたいというふうな思っています。

○津田弥太郎君　心残りがあると思いますが、時間になりましたので、中山市長、ありがとうございます。

委員長、お帰りのお願いいたします。

○委員長(丸川珠代君)　中山参考人は御退席いただいて結構でございます。

○津田弥太郎君　そこで、ライフリックの清水さんにお聞きをしたいというふうな思っています。清水代表は、NHKで報道ディレクターを務めておられました。十一年前にNHKを退職されてライフリックを設立、以来、代表を務められているわけでありまして、自殺対策全国民間ネットワークの代表でもあり、昨年設立されました、先ほど申されましたが、日本自殺総合対策学会の発起人代表も務められておられるわけでありまして、十年前の本委員会の決議あるいは自殺対策基本法の制定において、民間団体のリーダーというところで大きな役割を果たされて今日に至つておられるわけでございます。

そこで、清水代表に質問をいたします。自殺という問題を議論した際に、一部の方から、死にたい人は勝手に死なせればいいじゃないか、わざわざ国が自殺対策などする意味があるのかというような端的な指摘がございました。そうした中で、なぜ国を含めて自殺対策を行わなければならないのか、基本的な認識をまずお伺いいたします。

○参考人(清水康之君)　なぜ国を含めて社会全体で自殺対策をやらなければならないのか。それは、端的に申し上げますと、自殺対策というのは、生きる支援、国民の命を守る活動だからです。これは世界的にも言われていることですが、大綱の中にもうたわわれていることですが、自殺はその多くが追い込まれた末の死です。最後の段階では、確かに本人が自ら命を絶つと

# 官報

号外  
平成二十七年二月十八日

## ○第百八十九回国参議院會議録第七号

平成二十七年二月十八日(水曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第七号

平成二十七年二月十八日

午前十時開議

第一 国務大臣の演説に関する件(第三日)

○本日の會議に付した案件  
議事日程のとおり

○議長(山崎正昭君) これより會議を開きます。

日程第一 国務大臣の演説に関する件(第三日)

昨日に引き続き、これより順次質疑を許します。山口那津男君。

(山口那津男君登壇、拍手)

○山口那津男君 公明党を代表して、ただいま議題となりました安倍総理の施政方針演説に対し、総理並びに関係大臣に質問いたします。

さきに成立した平成二十六年年度補正予算に続き、平成二十七年年度予算案を一日も早く成立させ、本格的な経済再生に向け、スピード感を持って切れ目のない経済対策を推進し、デフレ脱却を成し遂げていかなくてはなりません。経済の好循環を地方、中小企業、家計にまで届けていけるかが問われています。

一方、アベノミクスに関連して格差を指摘する声があり、経済全体を底上げしつつ、併せて格差是正にも目を配ることが必要です。多様な民意を幅広く受け止め、多くの国民が納得できる合意の形成、きめの細かい政治の実行へ、与党としての責任を果たすべく決意を新たにしております。

安倍政権においては、与党の政権合意に基づいて、震災復興と経済再生を最優先し、地方を元気にし、さらに社会保障を安定強化させるなど、国民が望む政治の実現に施策を総動員して取り組むべきと考えます。

初めに、テロ対策について伺います。いわゆるイスラム国と称するテロ集団による卑劣なテロ行為によって邦人二名が殺害されたことは、断じて許すことはできません。改めて心から哀悼の意を表するものであります。

こうしたテロ行為が繰り返されることのないよう、国内対策はもとより、国際社会と連携したテロ資金の遮断や戦闘員の流入阻止などに取り組むことが重要です。

その一方で、我が国としては、難民への食糧や医療の提供などの伝統的に行ってきた人道支援を更に進めるとともに、より根本的な解決のため

に、テロの温床となつている貧困や抑圧から人々を解放する人間の安全保障に立脚した支援を継続していくことも忘れてはなりません。

テロの根絶へ国連を中心とした国際社会の連携強化が求められる中、我が国の果たすべき役割について、総理のお考えを伺います。

景気・経済対策について伺います。  
十六日に内閣府が発表した昨年十月―十二月期のGDP速報値は、年率換算で実質二・二%増となり、昨年四月の消費税率引上げ後初めてプラス成長となりました。一方で、景気回復の鍵を握る個人消費や設備投資は小幅な伸びにとどまり、景気回復の勢いに力強さは見られないと指摘されています。政労使の合意に基づき、協力して企業収益の増加を雇用の拡大、賃金の上昇、下請中小・小規模企業との取引価格適正化へとつなげ、経済の好循環を確かなものにできるかどうか、今年が正念場です。

平成二十七年年度税制改正においては、本社機能移転促進のための税制、賃上げを促し家計支援につなげる所得拡大促進税制の要件緩和など、好循環の実現を後押しする環境を整えるとともに、地方創生に向けた取組を強化しました。

さて、昨年の総選挙において多くの国民の皆様から御期待いただいた軽減税率の表現は待ったなしの課題です。食料品などの生活必需品にまで重い消費課税を強いることは、国民の消費意欲を損ない、消費増税に対する国民の理解を妨げることになりかねません。

与党は、二〇一七年度からの軽減税率導入に向け、秋口までに制度案をまとめることで合意し、具体的な制度設計に着手しました。スピード感を保持して議論を詰めていくことが、消費者、事業者

共に安心感をもたらすことになると確信いたします。

平成二十七年年度予算案は、経済再生や地方創生への取組を強化する内容になりました。特に地方創生における経済政策は、都市部の大企業が成長し、地方がその恩恵を受けるといふ従来型の経済構造だけに頼るのではなく、地元発の産業が各地で生まれ、地域経済において自律的な好循環を生み出すという視点が重要です。

一方、財政健全化も避けて通れない重要な課題であり、本予算案において目標であるプライマリーバランスの赤字半減の達成を見込み、一般会計においても中期財政計画上の目標を達成している点を評価いたします。国債発行額についても、前年度から四兆円超の大幅な減額を行っており、引き続き、経済成長による増収と歳出抑制をバランスよく取り込み、財政健全化を着実に進めるべきです。

以上のような観点から、経済の好循環実現に向けた総理の御決意を伺います。  
地方創生について伺います。  
二〇一八年に始まった人口減少は、地方だけの問題ではなく、やがて都市機能にも重大な影響を及ぼすと指摘されています。今こそ官民挙げて真正面から立ち向かわなければ、危機的な状況に陥ることは明らかです。

そこで、政府は、人口減少に歯止めを掛け、地方の活性化を推進するまち・ひと・しごと創生長期ビジョンと五か年計画の総合戦略を策定しました。

そこで示された施策を進めていく上で大切なのは、地域が責任を持って、自ら知恵を絞り、実情に応じた戦略を立て、実行することです。地域住

渉を開始することが出来る状況にはないものと認識しています。

このような国際社会の厳しい現実を踏まえ、政府としては、現実的かつ実践的な取組を通じ、唯一の戦争被爆国としての国際的な責務を果たしてまいります。(拍手)

○副議長(奥石東君) 柳澤光美君。

(柳澤光美君登壇、拍手)

○柳澤光美君 民主党・新緑風会の柳澤光美でございます。

会派を代表して、安倍総理の施政方針演説に対し、私の思いを込めて質問させていただきます。私事になりますが、私は二〇〇四年に初当選をさせていただき、初めての本会議での代表質問が二〇〇五年四月でした。私の政治信条である、無駄にしません、汗と税、真面目に働く者が報われて、正直者がばかを見ない社会の実現を強く訴えさせていただきました。あれから十年、今も全く同じ思いであります。

私は、その質問の冒頭で、小泉・竹中改革の最大の問題点は、グローバルスタンダード、グローバルスタンダードと言いつつ、弱肉強食、強い者しか生き残れないという市場経済原理主義のアメリカンスタンダードを急激に日本に取り入れたことです、その結果、人に対する思いやり、助け合い、そして血縁、地域の縁、職場の縁というきずなを大切にせず、ジャパニーズスタンダードを完全にぶっ潰したことです、改革にも変えていいことと変えてはならないことがあります、日本の根幹を壊してしまつた小泉総理の責任は重大ですと主張をしました。その思いは今も変わりません。そこで、まず、安倍総理は、小泉・竹中改革と

同じように、弱肉強食、強い者しか生き残れないという新自由主義のアメリカのような国に日本をしたいのか。目指す日本の姿をどのように考えておられるのか。御所見をお聞かせください。

私は、アメリカに学ぶことは必要ですが、日本がアメリカになる必要はないと考えます。アメリカは、一四九二年にコロンブスが発見しておよそ五百年、一七七六年にイギリスから独立して二百五十年弱、しかし実際は、一八六一年からの南北戦争でリンカーンが南部の奴隷を解放して今のアメリカ合衆国ができて百五十年です。そして、世界から人種も宗教も言葉も肌の色も違う人たちが集まつてできた移民国家です。しかも、アングロサクソンの狩猟民族が中心ですから、狩りが上手だという実力主義、実際に獲物を捕つたという成果主義が基本です。獲物を捕つた人がおいしいところを食べ、あとは分けてあげる。経営者は短期に業績を上げ、何十億もの報酬を得る。働く人もより多くの獲物を求めて次の森に移っていく。転職も当たり前のことです。

しかし、日本はアメリカとは違います。小さな島国で、大きな人種問題も宗教問題もなく、二千年の歴史と伝統と文化を育んできました。そして、日本は農耕民族です。私も農家の生まれですが、田植は一人ではできません。おじいちゃん、おばあちゃん、子供も孫も家族総出で行います。間に合わなければ親族で助け合う、これが血縁です。そして、隣の田植が遅れていれば手助けをする、これが地域の縁です。そして、働く者も同じ会社や職場で助け合う、これが職場の縁です。私たちは、人に対する思いやり、助け合い、血縁、地域の縁、職場の縁というきずなを大切にしてきました。この日本の良さを守り、アメリカの

新自由主義だけでなく、ヨーロッパ諸国の民主社会主義に学ぶ必要があると考えますが、安倍総理の御所見をお聞かせください。

私はアベノミクスを全て否定はしません。経済全体として明るさが出てきたことは確かです。第三の矢の成長戦略の成功を私も願っています。しかし、問題は、全体として良くなっても、全員的生活が良くなっていないことです。むしろ、大企業と中小企業、正社員と非正規社員、そして都市と地方など、格差が拡大しています。

特に雇用では、小泉・竹中改革により非正規雇用が増え、格差が拡大しました。確かに安倍政権になって雇用の改善は見られますが、増えているのは非正規社員です。非正規社員は二十万人を超え、中でもワーキングプアと言われる年収が二百万円以下の皆さんが一千万人に達しています。

働く人のニーズ、経済情勢や国際環境の変化に対応するために、労働法制を見直すこと自体は否定しません。しかし、格差が拡大する中で、なぜ安倍総理は、労働法制を岩盤規制と目の敵にしてしまおうとするのか。必要なときに非正規で採用し、残業代も付けずに働かせ、必要がなくなったら金銭で解雇する。この人を物のように扱う労働法制の改悪には断固反対です。安倍総理のお考えをお聞かせください。

特に企業は、入社すると社会人教育を行い、現場で先輩が〇J Tで知識や技術を教えるなど人材育成に力を入れてきました。この慣行により、企業への帰属意識や仕事に対する責任感を高め、質の高い製品やサービスを生み出してきたのです。

ところが、株式会社は株主のためにあるというアメリカンスタンダードにより、短期の利益と株価が重視され、配当や自社株買いなど株主対応が最優先されました。その結果、株主配当や内部留保は増え続け、一方で労働分配率は下がり続けてきました。

人件費をコストとしてしか考えず、ボーナスはもちろん、賃金カットが当たり前に行われ、その挙げ句が人員整理です。株主代表訴訟もあり、社員への福利厚生などプリンジベネフィットはカットされ続けてきました。これが格差拡大の最大の要因です。

それに対して日本では、企業は株主のためにあると同時に、顧客のために、従業員のために、取引先との関係も大切にして、地域社会そして国のためにあるという多くのステークホルダーを大切に、労使で企業の継続、発展を目指してきました。

経営者は日本生産性本部を、労働組合は全国労働組合生産性会議を立ち上げ、雇用の維持拡大、労使の協力を協議、成果の公正な分配という生産性運動三原則を共有し、労使で生産性向上に取り組んできました。これこそが戦後日本の成長を支えた最も大切なジャパニーズスタンダードだと考えます。

田安誘導や法人税減税など企業のための政策が推進されても、全ての企業が従業員や取引先など多くのステークホルダーに成果を公平に分配しな

ければ成長戦略は実現できないと考えます。この企業の分配機能こそが日本における格差是正の原点だと考えます。安倍総理の御所見をお聞かせください。

また、麻生大臣は一月に、まだ金をためたいなんて、ただの守銭奴にすぎないと発言されました。私も全く同感です。放言との批判がありましたが、とんでもない、本質を突いた問題提起です。是非麻生大臣の率直なお考えをお聞かせください。

私は、経営者の皆さんに訴えたい。生産性運動三原則である雇用の維持拡大、労使の協力と協議、成果の公正な分配というジャパニーズスタンダードを取り戻していただきたい。成果を株主や内部留保だけではなく、従業員はもちろん、多くのステークホルダーに公正に分配していただきたい。売ってよし、買ってよし、世間よし、これが日本の商売の原点です。賃上げも、政府から要請されたからするのではなく、労使で協議し主体的に実施すべきものだと考えます。安倍総理の御所見をお聞かせください。

次に、自殺問題です。私は、十年前の質問の中で、問題は失業だけではありません、精神的にも肉体的にも追い詰められて過労死も増える一方です、そして、過労自殺も含め、自殺者は一九九八年に三万人を超え、二〇〇三年には三万四千四百二十七人、最悪の結果になりました。これは、一年三百六十五日、毎日どこかで百人近くの人が自殺をしていることになり、私は、国の最大の責任は国民の命を守ることにありますと訴え、自殺対策に真正面から取り組んできました。

平成二十七年二月十八日 参議院会議録第七号

れ亡くなられた民主党の山本孝史先生の呼びかけに、自民党の武見先生、公明党の木匠先生、民主党の福島先生、共産党の小池先生など多くの委員に尾辻大臣も加わり、超党派の自殺対策を考える議員有志の会が結成されました。翌二〇〇六年には議員立法で自殺対策基本法を成立させ、二〇〇七年四月に内閣府に自殺対策推進室ができ、六月には自殺対策大綱が閣議決定され、秋には自殺対策白書が発刊されました。私は、与野党、党派を超えた取組に感動し、良識の府参議院議員になれて本当に良かったと心の底から思いました。

その後、NPO法人ライフリンクの清水代表を中心に民間団体のネットワークができ、京丹後市の中山市長の呼びかけで自殺のない社会づくり市区町村協議会が結成され、超党派の議員連盟、自殺対策を推進する議員の会、そして日本自殺総合対策学会を設立するなど、多くの皆様の御協力です。昨年は速報値で二万五千三百七十四人まで減らすことができました。

しかし、増え方が減っただけで、まだ二万五千人を超えています。自殺は社会的問題であり、社会構造上の問題です。失業、過労死、格差、貧困、多重債務など、社会のひずみの究極の悲劇が自殺であり、特に二十代の死因のおよそ半数が自殺です。

新たな十年に向かって、厚生労働省への事務移管など推進体制の強化、予算の恒久財源化、そして自殺対策基本法の見直しなど、本番はこれからです。安倍総理、そして所管することになる塩崎厚生労働大臣の自殺対策に対する御所見をお聞かせください。

最後にありますが、スウェーデンを訪ねたときに、日本の皆さんは働くために生きているのです

か、生きるために働いているのですかと問われたことが忘れられません。私は、国のために国民があるのではなく、国民のために国はある、組織のために人があるのではなく、人のために組織はある、企業のためにだけ従業員がいるのではなく、従業員のために企業はあると考えます。

一人一人が大切にされ、少なくとも、真面目に働いたら安心して結婚をし、子供を産み育て、教育を受けさせることができる、一生懸命働いたら豊かでゆとりある老後を通すことができる。生活者、納税者、消費者、そして働く者を守るために、安倍政権の政策運営をしっかりとチェックしていくことをお約束させていただきます。質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)  
〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇、拍手〕  
○内閣総理大臣(安倍晋三君) 柳澤光美議員にお答えをいたします。

目指すべき日本の姿についてお尋ねがありました。安倍内閣が目指しているのは、経済の好循環の実現であり、地方経済の底上げであります。このため、政労使による賃上げ、設備投資の促進や下請企業への転嫁などの取組や地方創生などにも取り組んでいるところであります。

柳澤議員が御指摘になったように、日本は古来より、朝早く起きて、共に助け合い、田を耕し、水を分かち合い、そして一緒に五穀豊穡を祈ってきた瑞穂の国であると考えています。我々は、新自由主義的に政策を進めていく考えはありません。デフレ脱却と経済再生を目指しつつ全体の底上げをしっかりと行っていく、言わば瑞穂の国の資本主義だと考えております。そして、

て、経済再生に取り組み、世界に冠たる社会保障制度を次世代に引き渡していく責任を果たすとともに、子供たちの誰もが家庭の経済事情に左右されることなく希望する教育を受けられるようにしてまいります。

こうした取組を通じ、誰にでもチャンスがある、そして頑張れば報われるという社会の実現に向け、尽力してまいります。労働法制についてお尋ねがありました。ワーク・ライフ・バランスの観点から、働き過ぎを是正するとともに、多様な柔軟な働き方を進めることが重要な課題と認識しております。

今国会に提出を予定している労働者派遣法改正案においては、正社員を希望する派遣労働者について正社員への道が開けるようにすることなどを盛り込むこととしております。

また、時間ではなく成果で評価する新たな制度については、希望しない人には適用しない、職務が明確で高い職業能力を持つ人材に絞る、賃金が下がることのないようにするという三つの原則の下、検討を進めており、残業代も付けずに働かせるといった御指摘は当たりません。

なお、労働紛争解決システムの在り方については、雇用慣行が不透明であるという指摘に対応し、働く人の保護に資するよう検討を行うこととしていきます。金銭によって解雇を自由化していくという考え方はありません。企業の分配機能についてお尋ねがありました。政府がどれだけ所得再分配を繰り返しても、持続的な経済成長を通じて富を生み出すことができなければ、経済全体のパイも個人の所得も減っていくと考えられます。このため、好調な企業の収益を、賃上げ、雇用環境の更なる改善や設備投資

等を通じて経済の好循環につなげることが必要です。

そこで、政労使会議の開催や成長志向型の法人税改革を通じ、企業のより積極的な賃上げや下請企業の価格転嫁といった取組などにつながることを目指しています。政労使会議では、特に、円安のメリットを受けて高収益の企業には積極的対応をお願いしたところです。こうした取組により、経済成長の成果が広く国民に行き渡るよう、ひいては格差が固定化しないようしっかりと取り組んでまいります。

賃上げについてお尋ねがありました。議員の御指摘のとおり、賃金の水準は個別労使間の交渉によって決定されるものと考えています。しかしながら、長引くデフレから脱却し、経済の好循環をしっかりと回転させていくことは簡単ではありません。

そこで、経済界、労働界、政府がデフレ脱却と好循環実現に向けて一致協力するため、異例のことではありますが、一昨年には政労使会議を開催し、政府から賃上げを要請したこともあり、昨年の春闘では賃上げ率が過去十五年で最高となりました。また、昨年の総選挙の後、直ちに政労使会議を開き、経済界の皆さんには、賃上げに向けた最大限の努力と原材料費高騰に苦しむ下請企業の価格転嫁といった取組に合意していただきまし

た。本格的にスタートした今年の春闘においても、労使の間で真摯な議論が行われ、賃上げがしっかりと実現することを強く期待しております。自給対策についてお尋ねがありました。我が国における自給対策は着実に成果を上げていますが、今なお年間約二万五千人の方が自ら命

を絶たれるという深刻な状況にあることは変わりなく、国を挙げた対策を更に進めていく必要があります。

政府としては、誰も自殺に追い込まれることのない社会を目指し、きめ細やかな対策が実施できるよう、いただいた御指摘も参考にしつつ、厚生労働省への円滑な事務移管などによる推進体制の強化や必要な予算措置等も含め、しっかりと対応してまいります。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

(国務大臣麻生太郎君登壇、拍手)

○国務大臣(麻生太郎君) 日本企業の内部留保に関する私の発言についてのお尋ねがあつております。

御存じかと思いますが、企業の内部留保というのは、二〇一二年度末、三月末で三百四兆円、それが一年間たちました二〇一三年の三月末には三百二十八兆円、簡単には一年に二十四兆、月割り二兆円ずつ増えているというのが実態であります。

経済の好循環が循環していくという上において、企業の多くが内部留保だけを積み上げていっているという状況ということは好ましいものではないと、そのように思っております。もちろん企業というものは経営者が判断をされるわけでありますから、当然のこととして個々に事情を抱えておられて、実際にどう判断されるかはそれぞれの企業の経営判断であることは当然です。それが大前提です。しかし、私としては、利益が出れば賃上げ、いわゆる給料の引上げ、また労働分配率の引上げ、若しくは配当等々に回していくことが望ましいと考えておりまして、そのためにそれを後

押しするような税制上の手当てなどをいろいろ講じているというのは御存じのとおりであります。お尋ねの私の発言はそのような趣旨で申し上げたものであります。(拍手)

(国務大臣塩崎恭久君登壇、拍手)

○国務大臣(塩崎恭久君) 自給対策につきましてはお尋ねがございました。

自給対策につきましては、自給総合対策大綱に基づき政府挙げて取組を行っており、これまで一定の成果を上げてきているものの、平成二十六年の年間自殺者数は二万五千人を超えるなど、いまだ深刻な状況に変わりはなく、更なる取組が求められております。

厚生労働省も関係府省の一つとして、うつ病対策などの精神保健医療の充実や職場のメンタルヘルス対策の充実などに取り組んできたところでございますが、こうした取組に加えて、今後は、依然として深刻な状態が続く若者による自殺や自殺未遂者への対策についても強化が必要だと考えておるところでございます。

このため、自殺未遂で救急搬送された患者に対して、入院中から精神保健福祉士等によるケースマネジメント等を行うなど、若者の自殺・自殺未遂者対策の強化に努めるとともに、内閣府からの業務移管についても、対策に遅滞が生じないよう準備を進め、厚生労働省を挙げて、また政府全体として一体的、総合的に自給対策に取り組んでまいりたいと考えております。(拍手)

○副議長(奥石東君) 岩城光英君。

(岩城光英君登壇、拍手)

○岩城光英君 自由民主党の岩城光英です。参議院自民党を代表して、安倍内閣総理大臣の

施政方針演説について質問をいたします。初めに、安倍内閣の最重要課題である地方創生について伺います。

私は、住民に最も身近な行政である市や町や村が元気を出すことが日本の活力につながるものと考えております。

政府は、昨年末に、まち・ひと・しごと創生長期ビジョンと、それを踏まえた五か年のまち・ひと・しごと創生総合戦略をまとめ、これに基づき、平成二十六年度補正予算、平成二十七年年度予算案、合わせて一兆七千億円の予算を確保いたしました。

ところで、平成二十六年の人口移動報告によりますと、東京圏では転入者が転出者を上回る転入超過が十万人を超え、三年連続の増加となっております。まち・ひと・しごと創生総合戦略では、地方の人口流出に歯止めを掛け、平成三十二年までに東京圏の転出、転入を均衡させる目標を掲げていますが、施策を進める上で現状の把握、分析は大事なことだと考えます。

なぜ東京一極集中が続いているのか、その原因をどのように考えているのでしょうか。そして、それを踏まえ、地方へ人口移動や企業移転の流れをつくるための総理の決意をお伺いします。

次に、外国人観光客の地方への波及についてであります。

政府の観光施策の進展や円安などの効果によって外国人観光客が大幅に増えており、国内消費の押し上げに貢献しています。一昨年に初めて一千万人を超えた外国人観光客は、昨年は一千三百万人となり、今年は一千万人になるとも予想されています。総理は、施政方針演説で、日本を訪れる皆さん